

令和4年第3回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第7号	甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについて	令和4年10月14日	原案承認
議案第8号	令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和4年10月14日	認定
議案第9号	令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	令和4年10月14日	原案可決

議案第 7 号

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについて

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年10月14日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和4年10月14日 原案承認

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（政令）が令和4年10月1日に施行されることに伴い、条例で定めることとされている、非常勤職員の育児休業の取得要件等について所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（イ）中「第2条の4」の前に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

第2条第3号イの次に次のように加える。

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている

非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が同号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が前号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が」を「養育する非常勤職員が」に改め、「当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休

業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 号

令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年10月14日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和4年10月14日 認定

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

令和3年度（2021年度）

甲賀広域行政組合 一般会計

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 分担金及び負担金		2,822,980,000	2,822,980,000
	1. 負担金	2,822,980,000	2,822,980,000
2. 使用料及び手数料		369,728,000	373,610,120
	1. 使用料	1,610,000	1,699,800
	2. 手数料	368,118,000	371,910,320
3. 国庫支出金		357,171,000	357,171,000
	1. 国庫補助金	357,171,000	357,171,000
4. 繰越金		47,318,000	47,318,724
	1. 繰越金	47,318,000	47,318,724
5. 諸収入		198,516,000	206,476,418
	1. 預金利子	3,000	3,183
	2. 雑入	198,513,000	206,473,235
6. 組合債		815,400,000	815,400,000
	1. 組合債	815,400,000	815,400,000
7. 財産収入		78,000	78,463
	1. 財産売払収入	78,000	78,463
歳 入 合 計		4,611,191,000	4,623,034,725

歳入歳出決算書

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,822,980,000	0	0	0
2,822,980,000	0	0	0
373,610,120	0	0	3,882,120
1,699,800	0	0	89,800
371,910,320	0	0	3,792,320
357,171,000	0	0	0
357,171,000	0	0	0
47,318,724	0	0	724
47,318,724	0	0	724
206,476,418	0	0	7,960,418
3,183	0	0	183
206,473,235	0	0	7,960,235
815,400,000	0	0	0
815,400,000	0	0	0
78,463	0	0	463
78,463	0	0	463
4,623,034,725	0	0	11,843,725

歳出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		724,000
	1. 議会費	724,000
2. 総務費		65,688,000
	1. 総務管理費	65,499,000
	2. 監査委員費	189,000
3. 衛生費		2,344,097,000
	1. 清掃費	2,344,097,000
4. 消防費		1,789,439,000
	1. 消防費	1,789,439,000
5. 公債費		408,696,000
	1. 公債費	408,696,000
6. 予備費		2,547,000
	1. 予備費	2,547,000
歳 出 合 計		4,611,191,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
661,186	0	62,814	62,814
661,186	0	62,814	62,814
64,439,327	0	1,248,673	1,248,673
64,265,762	0	1,233,238	1,233,238
173,565	0	15,435	15,435
2,320,755,119	0	23,341,881	23,341,881
2,320,755,119	0	23,341,881	23,341,881
1,779,027,882	1,000,000	9,411,118	10,411,118
1,779,027,882	1,000,000	9,411,118	10,411,118
408,492,850	0	203,150	203,150
408,492,850	0	203,150	203,150
0	0	2,547,000	2,547,000
0	0	2,547,000	2,547,000
4,573,376,364	1,000,000	36,814,636	37,814,636

歳 入 総 額

歳 出 総 額

歳 入 歳 出 差 引 残 金

4,623,034,725 円

4,573,376,364 円

49,658,361 円 但し、翌年度へ繰越

令和 4 年 10 月 14 日 提 出

甲賀広域行政組合 管理者 生 田 邦 夫

議案第 9 号

令和 4 年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,199 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,896,031 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 10 月 14 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和 4 年 10 月 14 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

前年度繰越金額確定、人件費見込み、契約の確定等による歳入歳出予算の補正措置、また、衛生費における債務負担行為を追加するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,868,077 千円	△51,357 千円	2,816,720 千円
	1. 負担金	2,868,077	△51,357	2,816,720
4. 繰越金		9,500	39,158	48,658
	1. 繰越金	9,500	39,158	48,658
補正されなかった款に係る額		2,030,653		2,030,653
歳入合計		4,908,230	△12,199	4,896,031

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		77,688 千円	△17,557 千円	60,131 千円
	1. 総務管理費	77,302	△17,400	59,902
	2. 監査委員費	386	△157	229
3. 衛生費		2,672,657	1,138	2,673,795
	1. 清掃費	2,672,657	1,138	2,673,795
4. 消防費		1,866,833	5,500	1,872,333
	1. 消防費	1,866,833	5,500	1,872,333
5. 公債費		286,700	△1,280	285,420
	1. 公債費	286,700	△1,280	285,420
補正されなかった款に係る額		4,352		4,352
歳出合計		4,908,230	△12,199	4,896,031

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市指定ごみ袋取扱い業務	令和4年度から令和5年度まで	千円 97,800
ごみ焼却灰等運搬業務委託	令和4年度から令和7年度まで	千円 88,770
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	令和4年度から令和5年度まで	千円 17,900
可燃ごみ受入業務委託	令和4年度から令和5年度まで	千円 12,000
焼却施設定期点検整備工事	令和4年度から令和5年度まで	千円 79,000
ごみ処理施設用薬剤の購入	令和4年度から令和5年度まで	千円 83,476
し尿処理施設用薬剤の購入	令和4年度から令和5年度まで	千円 20,863
分析業務委託	令和4年度から令和5年度まで	千円 2,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,868,077	△51,357	2,816,720
2. 使用料及び手数料	368,302	0	368,302
3. 国庫支出金	448,376	0	448,376
4. 繰越金	9,500	39,158	48,658
5. 諸収入	173,675	0	173,675
6. 組合債	1,040,300	0	1,040,300
歳入合計	4,908,230	△12,199	4,896,031

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	1,352	0	1,352				
2. 総 務 費	77,688	△17,557	60,131				△17,557
3. 衛 生 費	2,672,657	1,138	2,673,795				1,138
4. 消 防 費	1,866,833	5,500	1,872,333				5,500
5. 公 債 費	286,700	△1,280	285,420				△1,280
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	4,908,230	△12,199	4,896,031				△12,199

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 議会関係負担金	1,352	△63	1,289	1. 議会関係負担金	△63	
2. 総務関係負担金	77,213	△19,149	58,064	1. 総務関係負担金	△19,149	
3. 清掃関係負担金	780,956	△31,379	749,577	1. 清掃関係負担金	△31,379	経常経費 △9,950 基幹的設備改良事業経費 △21,429
4. 清掃関係建設負担金	5,823	△1	5,822	2. 清掃関係建設負担金	△1	
5. 消防関係負担金	1,995,583	△764	1,994,819	1. 消防関係負担金	△764	
6. 消防関係建設負担金	7,150	△1	7,149	1. 消防関係建設負担金	△1	
計	2,868,077	△51,357	2,816,720			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	9,500	39,158	48,658	1. 繰越金	39,158	
計	9,500	39,158	48,658			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	77,302	△17,400	59,902				△17,400	2. 給料	△9,060	
								3. 職員手当等	△4,390	地域手当 △200 管理職手当 △650 期末手当 △1,900 勤勉手当 △1,700 児童手当 60
								4. 共済費	△3,950	県共済組合負担金 △2,700 県退職手当組合負担金 △1,250
計	77,302	△17,400	59,902				△17,400			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 監査委員費

1. 監査委員費	386	△157	229				△157	8. 旅費	△150	費用弁償 △103 旅費 △47
								13. 使用料及び 賃借料	△7	通行料・駐車料
計	386	△157	229				△157			

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	333,929	8,902	342,831				8,902	2. 給料	7,036	
								3. 職員手当等	2,076	扶養手当 342 地域手当 185 通勤手当 19

										管理職手当	△443
										期末手当	1,558
										勤勉手当	475
										児童手当	△60
								4. 共済費	3,711	県共済組合負担金	2,462
										県職員互助会負担金	28
										県退職手当組合負担金	1,162
										社会保険料	59
								12. 委託料	△3,921	分析業務委託	△521
										廃棄物処理施設整備アドバイザー業務委託	△3,400
2. し尿処理費	106,577	4,569	111,146				4,569	10. 需用費	4,569	光熱水費	
3. ごみ処理費	498,321	△895	497,426				△895	10. 需用費	16,294	光熱水費	
								12. 委託料	△17,189	焼却灰運搬業務委託	△13,913
										ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務委託	△402
										車両誘導業務委託	△519
										大型燃えるごみ事前受付業務委託	△2,355
4. ごみ処理施設整備事業費	1,733,830	△11,438	1,722,392				△11,438	12. 委託料	△11,342	可燃ごみ外部搬出処理業務委託	
								18. 負担金補助及び交付金	△96	可燃ごみ外部搬出処理負担金	
計	2,672,657	1,138	2,673,795				1,138				

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 消防施設費	174,539	5,500	180,039				5,500	14. 工事請負費	5,500	消防本部3階女性用仮眠室設置工事
計	1,866,833	5,500	1,872,333				5,500			

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

2. 利子	6,387	△1,280	5,107				△1,280	22. 償還金利子 及び割引料	△1,280	衛生 消防	△1,138 △142
計	286,700	△1,280	285,420				△1,280				

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長 等	人 2	千円 240	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	議 員	10	470						470		470	
	その他の 特別職	15	228						228		228	
	計	27	938						938		938	
補正前	長 等	2	240						240		240	
	議 員	10	470						470		470	
	その他の 特別職	13	216						216		216	
	計	25	926						926		926	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	2	12						12		12	
	計	2	12						12		12	

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	234 (5)	0	840,934	567,993	1,408,927	408,383	1,817,310	
補正前	234 (5)	0	842,958	570,307	1,413,265	408,622	1,821,887	
比 較		0	△ 2,024	△ 2,314	△ 4,338	△ 239	△ 4,577	

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

職員手当 の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管 理 職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 特別勤務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		165,717	149,697	44,412	22,161	20,082	27,682	8,688	51,238	664	10,561	50,706	16,385
補正前		166,059	150,922	44,070	22,176	20,063	28,775	8,688	51,238	664	10,561	50,706	16,385
比 較		△ 342	△ 1,225	342	△ 15	19	△ 1,093	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
補正前	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 2,024	給与改定に伴う増減分	千円		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,024	職員の異動等によるもの	
職員手当	△ 2,314	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,314	職員の異動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
令和4年8月1日現在	平均給料月額(円)	295,039
	平均給与月額(円)	371,535
	平均年齢(歳)	38.9
令和3年8月1日現在	平均給料月額(円)	291,758
	平均給与月額(円)	376,466
	平均年齢(歳)	38.3

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和4年8月1日現在	高 校 卒	150,600	150,600
	大 学 卒	171,700	182,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年8月1日現在	1 級	64 (1)	27
	2 級	33	14
	3 級	22 (2)	9
	4 級	62 (2)	27
	5 級	24	10
	6 級	23	10
	7 級	6	3
	計	234 (5)	100
令和3年8月1日現在	1 級	64 (1)	28
	2 級	29	12
	3 級	25 (2)	11
	4 級	59 (3)	26
	5 級	27	12
	6 級	20	9
	7 級	5	2
	計	229 (6)	100

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 施設長補佐	課 長 所 参 施 設 課 長 署 長 室 参 副 分 署 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 所 参 施 設 課 長 署 長 室 参 副 分 署 長	消 防 次 長 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種 行 政 職
補	職 員 数 (A) (人)	234 (5)	234 (5)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	218	218
正 後	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	6
		4号級(人)	212
	比 率(B) / (A) (%)	93.2	93.2
補	職 員 数 (A) (人)	234 (5)	234 (5)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	218	218
正 前	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	6
		4号級(人)	212
	比 率(B) / (A) (%)	93.2	93.2

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.150 (1.125)	2.150 (1.125)	4.300 (2.250)	有	
補正前	2.150 (1.125)	2.150 (1.125)	4.300 (2.250)	有	
国の制度	2.150 (1.125)	2.150 (1.125)	4.300 (2.250)	有	

注 支給率()内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率(%)	2.5	17
支給対象職員数(人)	234 (5)	0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3 ~ 6	20

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	1.3	1.3	1.3
支給対象職員の比率 (%) (令和4年8月1日現在)	97.1	97.1	97.1
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当、 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
し尿処理施設運転管理業務委託	82,830	令和2年度から 令和3年度まで	22,605	令和4年度から 令和5年度まで	45,210	0	0	0	45,210
市指定ごみ袋取扱い業務	72,270	令和3年度	0	令和4年度	72,270	0	0	72,270	0
基幹的設備改良事業	4,550,000	令和元年度から 令和3年度まで	1,336,941	令和4年度から 令和5年度まで	3,099,799	770,850	1,843,400	0	485,549
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	15,450	令和3年度	0	令和4年度	15,048	0	0	0	15,048
可燃ごみ外部搬出処理業務委託	92,982	令和3年度	0	令和4年度	81,640	0	0	0	81,640
ごみ焼却灰等運搬業務委託	37,826	令和3年度	0	令和4年度	20,554	0	0	0	20,554
市指定ごみ袋取扱い業務	97,800			令和4年度から 令和5年度まで	97,800	0	0	97,800	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	88,770			令和4年度から 令和7年度まで	88,770	0	0	0	88,700
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	17,900			令和4年度から 令和5年度まで	17,900	0	0	0	17,900
可燃ごみ受入業務委託	12,000			令和4年度から 令和5年度まで	12,000	0	0	0	12,000
焼却施設定期点検整備工事	79,000			令和4年度から 令和5年度まで	79,000	0	0	0	79,000
ごみ処理施設用薬剤の購入	83,476			令和4年度から 令和5年度まで	83,476	0	0	0	83,476
し尿処理施設用薬剤の購入	20,863			令和4年度から 令和5年度まで	20,863	0	0	0	20,863
分析業務委託	2,700			令和4年度から 令和5年度まで	2,700	0	0	0	2,700